

# 個人情報保護規程

(医) 武蔵野総合病院

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めると共に、医療法人 武蔵野総合病院(以下「病院」という。)の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって公正で信頼される病院の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別されるものをいう。

(2) 実施機関

病院内の各機関をいう。

(3) 私文書

病院の機関が作成し、又は取得した文書。

フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう)であつて、病院の機関が組織的に用いるものとして実施機関において管理しているものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関はこの規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、事業者(法人その他の団体及び事業を営む個人をいう)及び患者に対する意識の啓発及び支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって、個人情報を取り扱う時は個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する病院の施策に協力しなければならない。

(患者の責務)

第5条 患者は個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適正な管理に努めるとともに、個人に関する個人情報の取り扱いにあたっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(取得の制限等)

第6条 実施機関は、個人情報を取得する時は、個人情報を取り扱う業務(以下「個人情報取扱業務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

2 実施機関は個人情報を取得するときは、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を取得してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 法律及び法律に基づく定めがあるとき。

(2) 実施機関が第22条第1項に規定する審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱業務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

- 3 実施機関は個人情報を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法律及び法律に基づく定めがあるとき。
  - (3) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く等の理由により本人から取得することが困難なとき。
  - (5) 争訟、選考、相談、指導等の業務を執行するために個人情報を取得する場合において、本人から取得したのではその目的を達成することができないと認められるとき、又は当該業務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
  - (6) 国又は他の地方公共団体から取得する場合において、当該個人情報を取得することに相当の理由があり、かつ本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
  - (7) 生命、身体又は財産を保護するため、緊急且つやむを得ないと認められるとき。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が第22条第1項に規定する審査会の意見を聴いた上で、個人情報を本人以外の者から取得することについて必要があり、かつ本人の権利利益を害するおそれがないと認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第7号又は第8号の規定に該当することにより本人以外の者から個人情報を取得したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし第22条第1項に規定する審査会の意見を聴いた上で、特に必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 5 法律及び法律に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為をしようとする者以外の者に関する個人情報が取得されたときは、当該個人情報は、第3項第1号の規定による取得がなされたものとみなす。

(個人情報取扱業務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報取得取扱業務について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱業務登録簿を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱業務の名称
  - (2) 個人情報取扱業務の目的
  - (3) 個人情報の取得の方法
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の項目
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定は、実施機関の職員、又は職員であった者に関する業務であつて専らその人事、給与もしくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うものについては、適用しない。
- 3 実施機関は、個人情報取扱業務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱業務について個人情報取扱業務登録に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 4 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱業務を廃止したときは、遅滞なく当該個人情報取扱業務に係わる登録を抹消しなければならない。
- 5 実施機関は、第2項の規定による登録、変更又は抹消をしたときは、その旨を実施機関が定めるところにより公表しなければならない。
- 6 実施機関は、個人情報取扱業務登録簿を閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限等)

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱業務の目的の範囲を超える個人情報の利用(当該実施機関が保有する個人情報を他の実施機関に利用させることも含む。以下「目的外利用」という。)又は病院以外の者に対する個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法律及び法律に基づく定めがあるとき。
  - (3) 当該個人情報が出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 目的外利用又は国若しくは他の地方公共団体に対する外部提供をすることに相当の理由があり、かつ本人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき。
  - (5) 生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が第22条第1項に規定する審査会の意見を聴いた上で、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることについて必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認めるとき。
- 2 実施機関は、次に掲げる場合を除くほか、実施機関が管理する電子計算機と病院以外の者が管理する計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合する方法により外部提供をしてはならない。
- (1) 法律及び法律に基づく定めがあるとき。
  - (2) 実施機関が第22条第1項に規定する審査会の意見を聴いた上で、必要があり、かつ、本人の権利利益を害するおそれがないと認める場合。
- 3 実施機関は、第1項第5号又は第6号の規程に該当する事由により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、第22条第1項に規定する審査会の意見を聴いた上で、特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

(適正な管理)

- 第9条 実施機関は、次に掲げる事項について、必要な措置を講じ、個人情報の適正な管理に努めなければならない。
- (1) 個人情報取扱業務の目的達成に必要な範囲内で、当該個人情報を正確かつ最新の内容に保つこと。
  - (2) 個人情報の漏洩、改ざん、滅失その他の事故を防止すること。
  - (3) 保有する必要のなくなった個人情報は、速やかに抹消すること。
- 2 実施機関は、前項に規定する管理をするため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

- 第10条 実施機関は、個人情報取扱業務を委託するときは、個人情報の適切な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報取扱業務の委託を受けた者は、当該委託を受けた業務の範囲内で、前条第1項各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
  - 3 実施機関から委託を受けた個人情報取扱業務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。

(開示の請求ができる者)

- 第11条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が管理している病院が記録した自己に関する個人情報(実施機関の職員又は職員であった者の人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる個人情報は除く。第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別の理由があると認めた代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。  
この場合において、本人が未成年者で15歳以上の者であるときは、本人の同意を得るものとする。

(開示の義務)

- 第12条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係わる個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、当該開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
- (1) 開示請求者以外の者に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。
  - (2) 個人の評価、診断、判定、選考、相談、指導等に関する業務に係る個人情報であつて、開示する事により、当該業務の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの。
  - (3) 病院の機関内部若しくは機関相互又は病院の機関と国等(国、他の公共的団体をいう。以下同じ)の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意志決定における情報であつて、開示することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの。
  - (4) 病院の機関と国等の機関とのあいだにおける協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの。
  - (5) 病院の機関又は国等の機関が行う検査、訴訟及び交渉の方針、職員の身分取扱い、その他の業務に関する情報であつて、当該業務の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの。
  - (6) 生命、身体又は財産の保護、犯罪の捜査又は予防、その他公共の安全と

秩序の維持のため、開示しないことが必要であると認められる情報。  
法律及び法律に基づく定めで、明らかに開示することができないとされている  
情報。

(8) 法律又はこれに基づく政令の規定により、国等から開示しないように指示の  
あった情報。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合に  
おいて、当該不開示情報の部分を容易に、かつ開示請求の趣旨を損なわない  
程度に分離できるときは、その部分を除いて当該個人情報の開示をしなければ  
ならない。
- 3 実施機関は、不開示情報が含まれている個人情報であっても、機関の経過に  
より当該個人情報に含まれている情報が不開示情報でなくなったときは、当該  
個人情報を開示しなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで  
不開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしない  
で、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第13条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る個人情報が記録されている  
私文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出  
しなければならない。

- (1) 氏名及び住所。
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項。
- (3) 第2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項。

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人  
情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関  
が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 法定代理人が開示請求をしようとする場合で本人の同意が必要なときは、それを  
証明するために必要な書類を前項の書類に併せて提出しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第14条 実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に、当該開示請求に  
係る個人情報の全部又は一部を開示するときは開示する旨の決定を、当該  
開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第12条第4項の規程に  
より開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保存していない  
ときを含む。)は開示しない旨の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により開示する旨の決定又は開示しない旨の決定  
(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該  
開示決定等の回答を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の開示しない旨の決定(第12条第2項の規程による  
開示請求に係る個人情報の開示をしないこととする部分に係る決定を含む。)  
をした場合であって、開示請求に係る個人情報が期間の経過により開示でき、  
かつその時期が明示できるときは、その時期を併せて通知しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定

等をすることができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び開示決定等を行うことができる時期を、書面により通知しなければならない。

(開示の実施及び方法)

- 第15条 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。
- 2 開示請求者は、当該個人情報の開示を受けようとするときは、実施機関に対し、自己が当該開示に係る開示請求者であることを証明するために必要な書類で実施機関で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
  - 3 個人情報の開示の方法は、当該個人情報が記録されている私文書(開示する旨の決定に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の閲覧、視聴又は写しの交付とし、開示請求者の定めるところによるものとする。ただし、開示請求者が私文書の視聴又は写しの交付を求めた場合において、視聴させ、又は写しを交付することが困難であると実施機関が認めるときは、他の開示の方法により開示することができる。
  - 4 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録された私文書を閲覧させ、または視聴させることにより、当該私文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときはその他相当の理由があるときは、当該私文書の写しにより個人情報を開示することができる。
  - 5 死者の情報は、患者・利用者本人の生前の意思・名誉等を十分に尊重しつつ、診療情報提供指針において定められている規定により、遺族に対して診療情報関係の記録の提供を行う。

(訂正等の請求ができる者)

- 第16条 何人も、実施機関が管理している私文書に記録された自己に関する個人情報について事実の記載に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の訂正を請求することができる。
- 2 何人も、実施機関が管理している私文書に記録された自己に関する個人情報が第6条第1項から第3項に規定する取得の制限を超えて取得されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求をすることができる。
  - 3 何人も、実施機関が管理している私文書に記録された自己に関する個人情報が第8条第1項及び第2項に規定する利用及び提供の制限を超えて目的外利用等をされていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該目的外利用等の中止の請求をすることができる。
  - 4 第11条第2項の規程は、前3項に規定する訂正、削除又は中止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(訂正等の義務)

- 第17条 実施機関は、訂正等の請求があった場合において、当該請求に係る個人情報について訂正等の制限がないとき、その他訂正等をしないことについて相当の理由があるときを除き、当該個人情報の訂正等を行わなければならない。

(訂正等の請求の方法)

第18条 訂正等の請求をしようとする者は、当該請求に係わる個人情報記録されている私文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求に係わる個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等の請求の内容及びその理由

(4) 第3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第16条第1項の規定により訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提供し、又は提示しなければならない。

3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、訂正等の請求があった日から起算して30日以内に、当該請求に係わる個人情報の全部又は一部の訂正等をするときは、訂正等をする旨の決定を、当該請求に係わる個人情報の訂正等をしないうとき(訂正等の請求に係わる個人情報を保有していないときを含む。)は訂正等をしないう旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正等をする旨の決定をしたときは、当該決定に係わる個人情報の訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正等をしないう旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に訂正等をする旨の決定又は、訂正しない旨の決定(以下「訂正決定等」という。)をすることができないときは、訂正等の請求があった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び訂正決定等を行うことができる時期を書面により通知しなければならない。

5 第15条の規定は、訂正決定等をする場合において準用する。

(手数料等)

第20条 個人情報の開示又は訂正等に係わる手数料は、無料とする。

2 個人情報記録されている私文書の写しの交付をするときは、当該写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者又は訂正等請求者の負担とする。

(不服申し立てがあった場合の手続き)

第21条 実施機関は、開示決定等又は訂正決定等について、不服申し立てがあった場合は、次の第一号に該当するときは除き、第22条第1項に規定する審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申し立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

((医)武蔵野総合病院個人情報保護審査会)



- 第22条 実施機関の諮問に応じ、不服申し立てについて審査するため、  
(医)武蔵野総合病院個人情報審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、委員3人以内で構成し、個人情報保護制度に関し知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。
  - 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 5 全各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(個人情報保護制度に関する事務の改善等)

- 第23条 実施機関は、この規程による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に行うため、当該事務の改善に必要な措置を講ずるものとする。

(職員等の義務)

- 第24条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。  
その他病院内で情報を知り得たる者についても本条項を適用する。

(個人情報の廃棄及び消去)

- 第25条 個人情報を廃棄する場合は、焼却または溶解等により復元不可能な形にして廃棄しなければならない。
- 2 情報機器を廃棄する場合は、記憶装置内の個人のデータを復元不可能なように消去して廃棄しなければならない。
  - 3 廃棄業務を委託する場合は、委託契約において廃棄方法を明確に定めなければならない。

(実施状況の公表)

- 第26条 理事長は、毎年度、実施機関におけるこの規定による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(罰則)

- 第27条 第10条3項及び第24条に違反した場合は、第22条の審査会に諮問し、答申を得るものとする。

(委任)

- 第28条 この規程の施行に関し、必要な事項は、実施機関が定める。

- 附則
- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
  - 2 個人情報管理責任者は適切な個人情報の保護を維持するために、個人情報取扱業務登録簿を見直し、理事長の承認を得なければならない。